

第5章 第2期事業計画の課題と方向性

1 第2期事業計画（前半）における成果

「第3章 第2期事業計画 あいち森と緑づくり事業の実施状況」でまとめたとおり、第2期事業計画の3年間では、主に次のような成果をあげました。

- 人工林整備（間伐）：3,612ha 間伐 → 防災・減災対策を重点的に実施、森林が健全化
- 人工林整備（次世代森林育成）：29ha 植栽 → 森林の若返りと花粉症対策や獣害対策に
貢献
- 里山林整備：11箇所実施 → 地域の方々やNPOによる取組が継続
- 都市緑化活動：864件実施 → 県民参加の緑づくりに延べ5万人以上が参加
- 環境活動・学習等推進：330件実施 → 延べ25万人以上が参加（2022（令和4）年3
月末時点）
- 普及啓発（木の香る都市づくり）：31件実施 → 木材の良さの訴求効果が期待できる取組
が増え、民間建築物の木造・木質化等が
進展

公益的機能の発揮と環境保全につながる森林整備が進み、里山林の整備や都市の緑づくりにおいても、地域に身近な活動が展開されています。

2 第2期事業計画の前半における課題と後半への方向性

「第4章 県民や事業関係者等の意識」の「1 アンケート調査」結果では、大多数の県民や事業関係者があいち森と緑づくり事業を高く評価し、その継続が必要であるとの意向が示されています。

また、「2 事業に対する意見、要望等」の「(1) 事業関係者（市町村、業者、事業実施団体）」では、事業の継続（このまま続けた方が良いや、内容を変えて続けた方が良い）が強く望まれている上に、様々な要望や意見が出されています。

加えて、「(2) あいち森と緑づくり委員会」では、事業の目標を達成するために効率的・効果的に行えるよう、様々な意見や提案をいただいています。

一方、あいち森と緑づくり税や事業の認知度が2割以下と低位なため、事業の継続に当たっては、県民への一層の周知や理解促進を図りながら進める必要があります。

これらのことから、〈第2期事業計画での課題や意見等〉と〈課題や意見等への考慮すべき事項〉を整理し、次のとおりとりまとめました。

<第2期事業計画での課題や意見等>

<課題や意見等への考慮すべき事項>

森林
(人工林・間伐)

- 林業活動では整備が困難な人工林の間伐の推進
- 防災・減災対策の実施は重要であり、ライフライン確保の観点から継続を求める県民の声が多い
- 間伐材を有効活用し、カーボンニュートラルへの貢献が必要

- 防災・減災対策やライフライン確保に関する県民ニーズに向けて引き続き対応
- 道路沿いの間伐材を積極的に搬出し、有効活用を推進
- 小規模な林業経営体が間伐できる事業やサポートの検討

森林
(人工林・植栽)

- 公益的機能を持続的に発揮させるためには、人工林の若返りと獣害対策や保育が必要
- 花粉症対策苗木の確保や、獣害対策効果を持続させることが必要

- 植栽と獣害対策の推進
- 花粉症対策苗木の植栽事業地確保に向けた連絡調整
- 施工後の適正管理に繋がる取組に向け、事業内容を検討
- 補助対象苗木の基準を緩和

里
山
林

- 活動団体会員の高齢化と、それに伴う活動の停滞が懸念
- 協定期間が20年間と長く、活動団体の負担が大きい
- 事業計画の要望が多く、要望から事業完了までの期間が長期化

- 活動団体が複数の団体が協働で活動できるよう検討
- 活動団体の実態調査と基準(協定期間等)の見直しを検討
- 目標計画量に見合った事業費配分を検討

都
市
の
緑

- 事業活用により、緑化の質・量の向上及び県民の都市緑化に対する普及啓発効果が認められる
- 都市緑化事業を継続する必要がある、同事業に対して継続的な支援が求められている。
- 一層活用され、実施効果を高める検討が必要

- 引き続き、都市の緑を守り、育てる取組を推進する
- 緑化イベントの開催など、効果的な普及啓発を実施する
- 一層活用され、実施効果を高める手法について、検討をする

環
境
活
動
・
学
習
等
推
進

- 若年層を中心に多くの県民参加を促すため、新しい取組も含め様々な団体に広く事業を行っていただくことが必要
- 交付金利用団体にとって、より利便性が高い制度にすることが必要
- 地域本来の自然環境を保全・再生してつなげていくことが必要

- 当事業について幅広く周知し、環境活動等の取組を一層促進
- 引き続き、団体の取組を支援するとともに、団体にとって利便性が高い制度となるよう改善を検討
- 多様な主体が連携した生態系ネットワークの取組を拡充

普
及
啓
発
等

- あいち森と緑づくり事業の認知度が2割以下と低調
- 愛知県木材利用促進条例の制定に伴い、民間建築物等での木材利用のニーズが高い
- 「森と緑」へのニーズの多様化

- SNSを活用し、世代に対応した情報を発信する方法へ移行
- ニーズに応じた目標計画量と事業費配分を検討
- ニーズに対応した取組の検討

- (1) 人工林整備事業（間伐）
- (2) 人工林整備事業（次世代森林育成）
- (3) 里山林整備事業
- (4) 都市緑化推進事業
- (5) 環境活動・学習等推進事業
- (6) 普及啓発（木の香る都市（まち）づくり推進事業）
- (7) 普及啓発
- (8) その他
- (9) 第2期事業計画開始後の変化等

ア SDGsで掲げる目標（ゴール）への取組とカーボンニュートラルへの貢献

「温室効果ガスの排出を実質ゼロにする」カーボンニュートラルの取組は、SDGsで掲げる目標（ゴール）の達成に欠かすことができません。あいち森と緑づくり事業は森と緑の持つ公益的機能の発揮を目的とした取組であり、事業を実施することで持続可能な社会に大きく貢献できるため、積極的に木質資源を有効に活用する事業展開が必要です。

イ 愛知県木材利用促進条例及び木材利用の促進に関する基本計画

県内の林業及び木材産業の自立的な発展、森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに循環型社会の形成に資するとともに、快適で豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とした「愛知県木材利用促進条例」が、2022（令和4）年4月1日に施行されました。

また、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」及び愛知県木材利用促進条例に基づき、「木材利用の促進に関する基本計画」（計画期間：2022（令和4）年度から2025（令和7）年度までの4年間）が新たに策定されました。

あいち森と緑づくり事業は、森と緑の持つ公益的機能の発揮を目的とした取組だが、第70回全国植樹祭の開催理念を継承することと上述の取組を加速化させるため、木材利用の促進を踏まえた事業展開が必要です。

- 木造・木質化・木製品の利用により木に触れる機会の拡大
- 木材利用により森林への関心を高める

- 公共施設や民間施設等への木材の利用
- 間伐材、木質資源の有効活用

第70回全国植樹祭 開催理念

私たちは、「木材の利用」を山村と都市をつなぐ架け橋とし、健全で活力ある「森林づくり」と「都市づくり」を進めていきます。

ウ 事業実施時における県の役割

県民の安全・安心な暮らしのために、愛知県と中部電力株式会社は「災害時における停電の早期復旧に向けた連携に関する協定」を2020（令和2）年8月4日に締結しました。また、平時において一層の連携を図るために、愛知県と中部電力パワーグリッド株式会社は「あいち森と緑づくり森林整備事業に係る移設工事費に関する覚書」を2020（令和2）年12月7日に取り交わしました。

これら新たに加わった協力体制で、一層の連携を図りつつ事業を実施していく必要があります。

(10) 事業の進め方

（1）～（8）、（10）は委員会の御意見をうかがい、「課題や意見等への考慮すべき事項」の具体的な方針や取組を定めていきます。



資料編 目次

1 あいち森と緑づくり基金の状況	資-1
(1) 基金積立額	資-1-〇
(2) 事業費（＝基金取崩額）の内訳	資-1-〇
(3) あいち森と緑づくり基金への寄附一覧	資-1-〇
2 第2期事業計画 事業等の実績及び成果・波及効果等	
(1) 人工林整備事業関係	資-2-〇
(2) 里山林整備事業関係	資-2-〇
(3) 都市緑化推進事業関係	資-2-〇
(4) 環境活動・学習等推進事業関係	資-2-〇
(5) 普及啓発事業関係	資-2-〇
(6) 事業PR関係	資-2-〇
3 あいち森と緑づくり事業アンケート結果	
(1) 一般県民アンケート	資-3-〇
(2) 法人アンケート	資-3-〇
(3) 市町村アンケート	資-3-〇
(4) 事業関係者アンケート	資-3-〇
(参考資料)	資-4
・条例	
・各事業の内容（解説）	
・用語の解説	
・森林整備にかかる各県の独自課税の概要	



I♥あいちの森とみどり



森ずきんちゃん Facebook
の二次元コード

あいち森と緑づくり事業評価報告書（案）

（令和 ）年 月策定

（事務局）

愛知県農林基盤局林務部森林保全課森と緑づくり推進室

（森林里山再生グループ）

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話：052-954-6455

メール：mori-midori@pref.aichi.lg.jp

URL：http://www.pref.aichi.jp/shinrin/mori-midori/



この冊子は間伐紙を
使用しています

